

山鹿市特別職の職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月22日

山鹿市長 早田順一

山鹿市規則第23号

山鹿市特別職の職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山鹿市特別職の職員の報酬等に関する条例施行規則（令和2年山鹿市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「学校評議員」を「学校運営協議会委員 教育支援委員会委員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。